

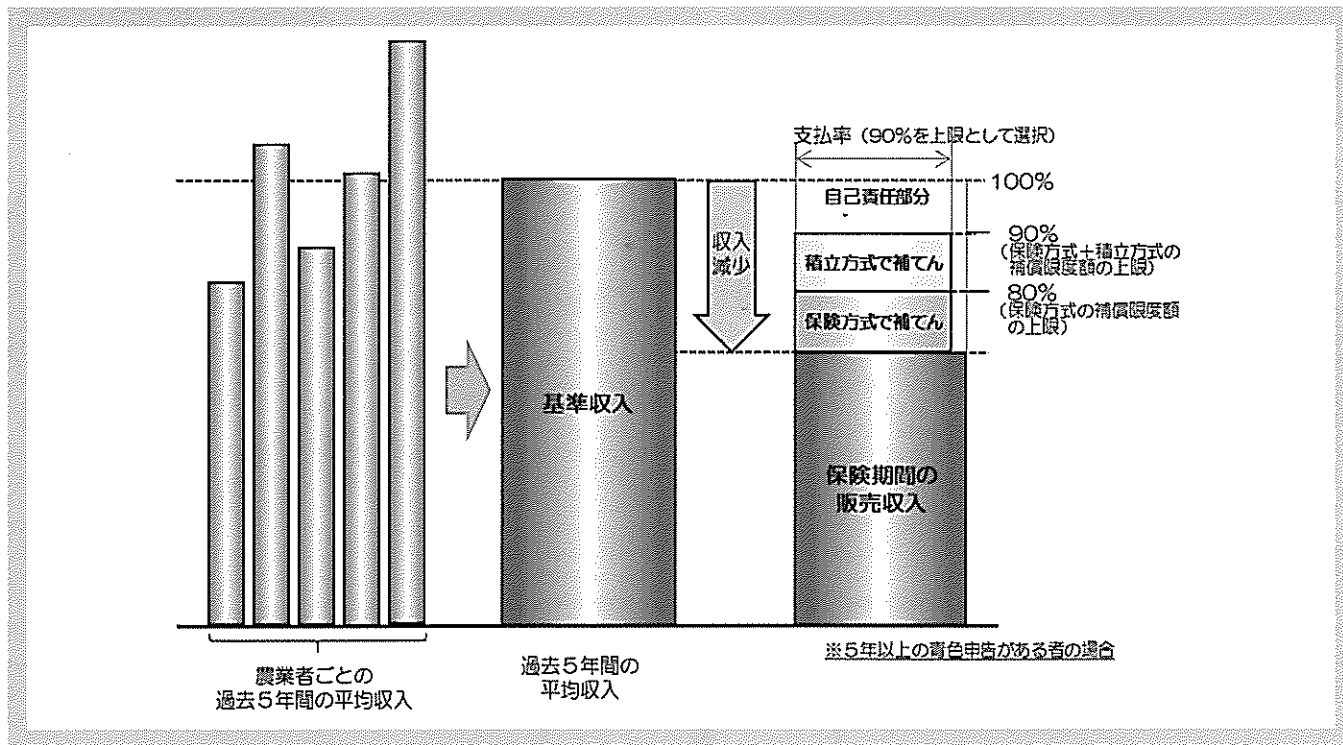
収入保険ってどんな保険？

①対象者は？

- 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。
※ 5年以上の青色申告実績がある農業者が基本ですが、加入申請時に、青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。（ただし、補償限度額に制限があります）

②補償のしくみは？

- 保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を補てんします。
- 掛捨ての「保険方式」と、掛捨てではない「積立方式」の組み合わせができます。
※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画等も考慮して設定します。



③対象となる収入は？

- 自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。（「所得」ではありません）
- 加工品は販売収入に含めませんが、精米、梅干し、干し柿、牛乳（加熱殺菌したもの）など、自ら生産した農産物に簡易な加工を施したものは販売収入に含めます。
※原則として単一の農産物を使用し、それが加工品の原料の大部分を占めるものに限りです。
- 補助金は販売収入に含まれません。ただし、実態上販売収入と一体的に扱われている、「畑作物の直接支払交付金（数量払・面積払）」は販売収入に含めます。

④保険料・積立金・補てん金はどのくらい？

- 農業者は、保険料、積立金・付加保険料（事務費）を支払って加入します。
※積立金は補てんに使われない限り翌年に持ち越されます。
- 保険料には50%、積立金には75%、事務費には50%の国庫補助があります。
- 収入の減少に応じて補てん金が支払われます。

基準収入金額 1,000万円での保険料等・補てん金額の試算

補償限度90%（保険方式の補償限度80%+積立方式の補償幅10%）、支払率90%を選択した場合

■保険料と積立金

初年度の保険料と積立金		2年目の保険料と積立金 前年保険金受取無しで同一収入の場合	
保険料①	84,852円	保険料①	76,536円
積立金②	225,000円	積立金②	0円
付加保険料(事務費)③	22,320円	付加保険料(事務費)③	21,020円
支払合計①+②+③	332,172円	支払合計①+②+③	97,556円

保険料率は無事故なら下がります。
積立金は2年目に持ち越されます。
事務費は2年目以降下がります。

自動継続特約を選択された場合に事務費を2年目以降引き下ろします。

■補てん金

収入減少の程度 (当年収入)	補てん金の合計		補てん金を含めた当年収入 (対基準収入)
	保険金	積立金	
20% (800万円)	90万円	0万円	890万円 (89%)
30% (700万円)	180万円	90万円	880万円 (88%)
50% (500万円)	360万円	270万円	860万円 (86%)
100% (0万円)	810万円	720万円	810万円 (81%)

⑤類似した制度と重複して加入できません

- 農業共済※1
- 収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)
- 加工原料乳生産者経営安定対策
- 野菜価格安定制度※2

- 肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)
- 養豚経営安定対策事業(豚マルキン)
- 肉用子牛生産者補給金制度、肉用牛繁殖経営支援事業
- 鶏卵生産者経営安定対策

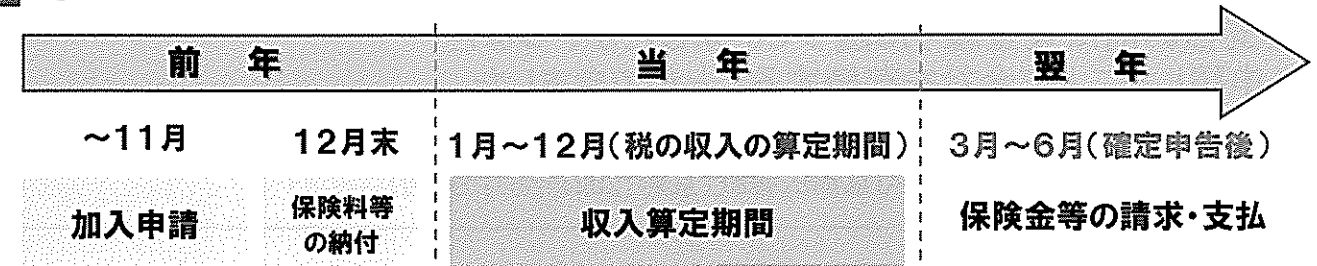
どちらか一方を選択

※1 固定資産の損失を補てんするもの（家畜共済(搾乳牛、繁殖雌牛等）、園芸施設共済(施設内農作物以外)、果樹共済(樹体共済))および診療費を補てんするもの(家畜共済(病傷共済))を除く。

※2 国の野菜価格制度は新規加入に限り、2年間同時利用可能

左記の畜産品目と他の品目の複合経営の場合は、他の品目は収入保険制度に加入できます。

⑥加入・支払等はいつごろになるの？



⑦ご用意いただくものは？

- 青色申告決算書（収入金額の内訳を含む）
※収入金額の内訳については、作付面積、収穫量が分かるものをご提示ください。
- 所得税の確定申告書B第1表
※直近4か年分（4か年に満たない場合は申請年数分で可）
- 法人の場合は損益計算書
※農産物の仕入高や棚卸高が分かる資料をご提示ください。

雑収入の明細等の会計帳簿が必要な場合があります。